

野迫川村 の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

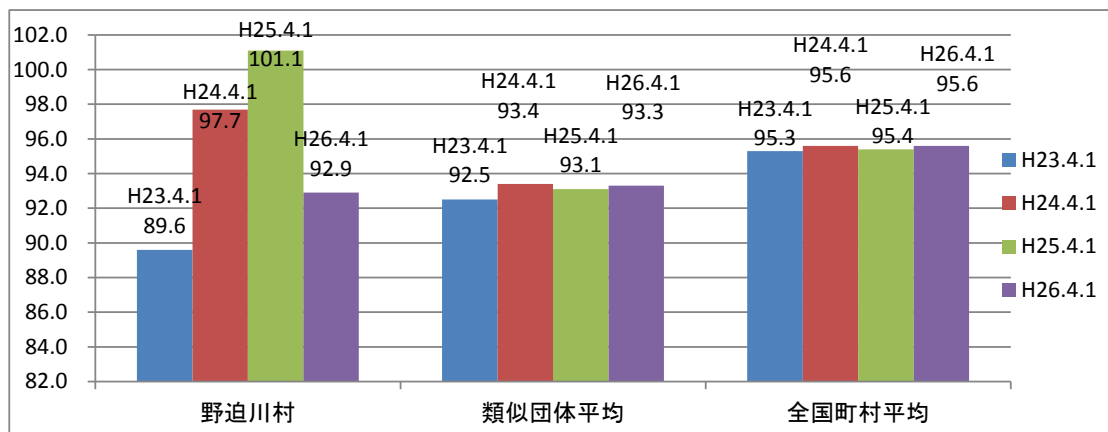
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 B/A
平成 25年度	484 人	1,713,515 千円	209,568 千円	263,891 千円	15.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
平成 25年度	30 人	96,289 千円	13,863 千円	27,476 千円	137,628 千円	4,588 千円	5,354 千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施] 未実施
 (給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。ただし、激変緩和のため、平成30年3月31日までは経過措置（現給保障）を実

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野迫川村	36.2 歳	260,900 円	297,540 円	274,889 円
奈良県	43.3 歳	337,667 円	427,895 円	379,663 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,742 円
類似団体	42.2 歳	301,845 円	343,565 円	327,931 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(A)	(国比較ベース)
野迫川村	58.0 歳	1 人	※ 円	※ 円	※ 円
うち自動車運転手	58.0 歳	1 人	※ 円	※ 円	※ 円
奈良県	51.5 歳	98 人	326,394 円	380,800 円	361,530 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円
類似団体	50.3 歳	3 人	268,323 円	294,171 円	283,287 円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22年～24年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等をおいたもの）で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	野迫川村	奈良県	国	
一般行政職	大学卒	161,600 円	180,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	146,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,450 円	— 円
	中学卒	129,200 円	123,900 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

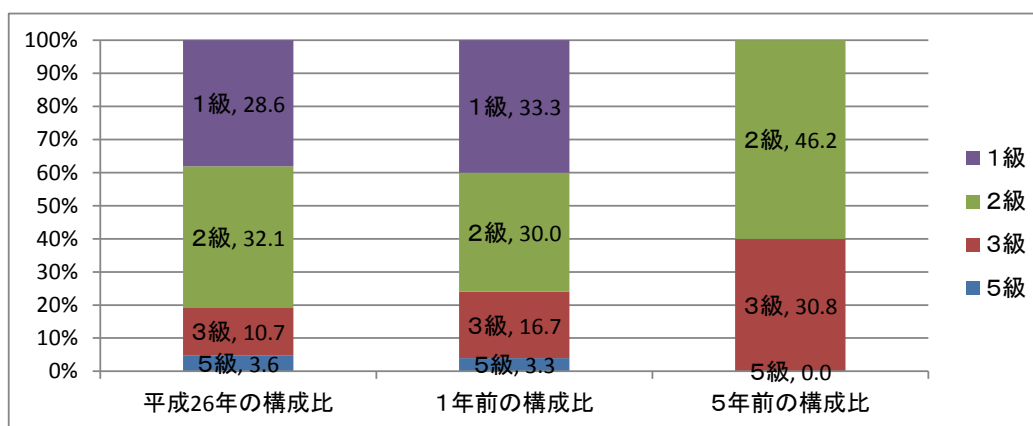
区分		経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	258,175 円	289,475 円	— 円
	高校卒	— 円	315,800 円	315,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	課長職	1人	3.6%	289,200円	400,600円
4級	課長職	7人	25.0%	261,900円	388,300円
3級	課長補佐職	3人	10.7%	222,900円	345,700円
2級	主事職	9人	32.1%	185,800円	307,800円
1級	主事補・主事職	8人	28.6%	135,600円	243,700円

(注) 1 野迫川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野迫川村	奈良県	国
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,256 千円	1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,511 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 無	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現時点で勤勉手当への勤務実績の反映は行っていません。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

野迫川村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	792 千円	792 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成24年度決算）	0	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	0	円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	0 %	0 人	%

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	-	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	-	%
手当の種類（手当数）	2	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	1,613	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	67	千円
支給実績（平成24年度決算）	4,486	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	179	千円

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外扶養親族 6,500円 配偶者がいない場合一人目 11,000円 特定期間 (満16歳～22歳の年度末までの子 一人につき5,000円加算)	同	-	2,345 千円	21,300 円
住居手当	借家 上限27,000円	異	抑制条例により、居住地支給制限を制度化	2,192 千円	21,000 円
通勤手当	交通機関支給限度額 50,000円 交通用具使用者 2km以上～5km未満 月額2,000円 5km以上～10km未満 月額4,100円 10km以上～15km未満 月額6,500円 15km以上～20km未満 月額8,900円 20km以上～25km未満 月額11,300円 25km以上 月額13,700円	異	抑制条例により、居住地支給制限を制度化	1,872 千円	7,600 円
管理職手当	課長職 27,000円 課長補佐20,100円	異		3,020 千円	24,800 円
宿日直手当	一日あたり 日直4,200円 宿直4,200円	同		5,166 千円	6,800 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給料月額等			
給 料	市区町村長	630,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市町村長	550,000	円	840,000	円 / 230,400 円
	議 長	210,000	円	310,000	円 / 115,000 円
報 酬	副 議 長	190,000	円	290,000	円 / 100,000 円
	議 員	170,000	円		円 / 円
	市区町村長	(平成25年度支給割合) 2.4か月分			
副市町村長					
期 末 手 当	収入役	(平成25年度支給割合) 2.4か月分			
	議 長				
	副 議 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)			
議 員					
退 職 手 当	市区町村長	給料月額等×在職年数×520/100		1,310万円	任期毎
	副市町村長	給料月額等×在職年数×330/100		726万円	任期毎
	収入役				
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

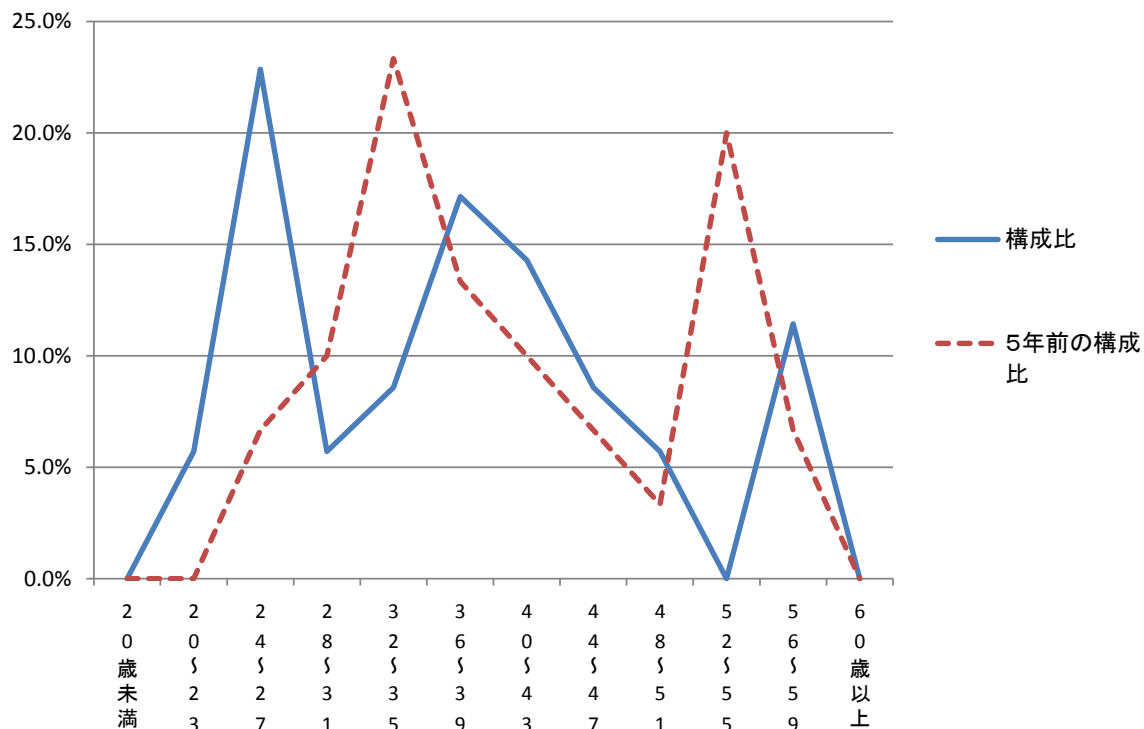
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	10	9	▲ 1	
		税務	2	2	0	
		民生	4	3	▲ 1	
		農林水産	5	6	1	
		商工	1	1	0	
		土木	4	4	0	
		計	27	26	▲ 1	
	教育部門	3	3	0		
	小計	30	29	▲ 1		
	その他	5	6	1		
	小計	5	6	1		
	合計	35	35	0		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	2	8	2	3	6	5	3	2	0	4	0	35

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の増減数(率)	
	一般行政		22	21	22	22	27	26	4
教育		3	4	3	4	4	4	1	(33.3 %)
普通会計		25	25	25	26	31	30	5	(20.0 %)
公営企業等会計		5	7	6	5	5	6	1	(20.0 %)
総合計		30	32	31	31	36	36	6	(20.0 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。